介護保険料、後期高齢者医療保険料 国民健康保険税のお知らせ

税務課税制係　☎(63)2117

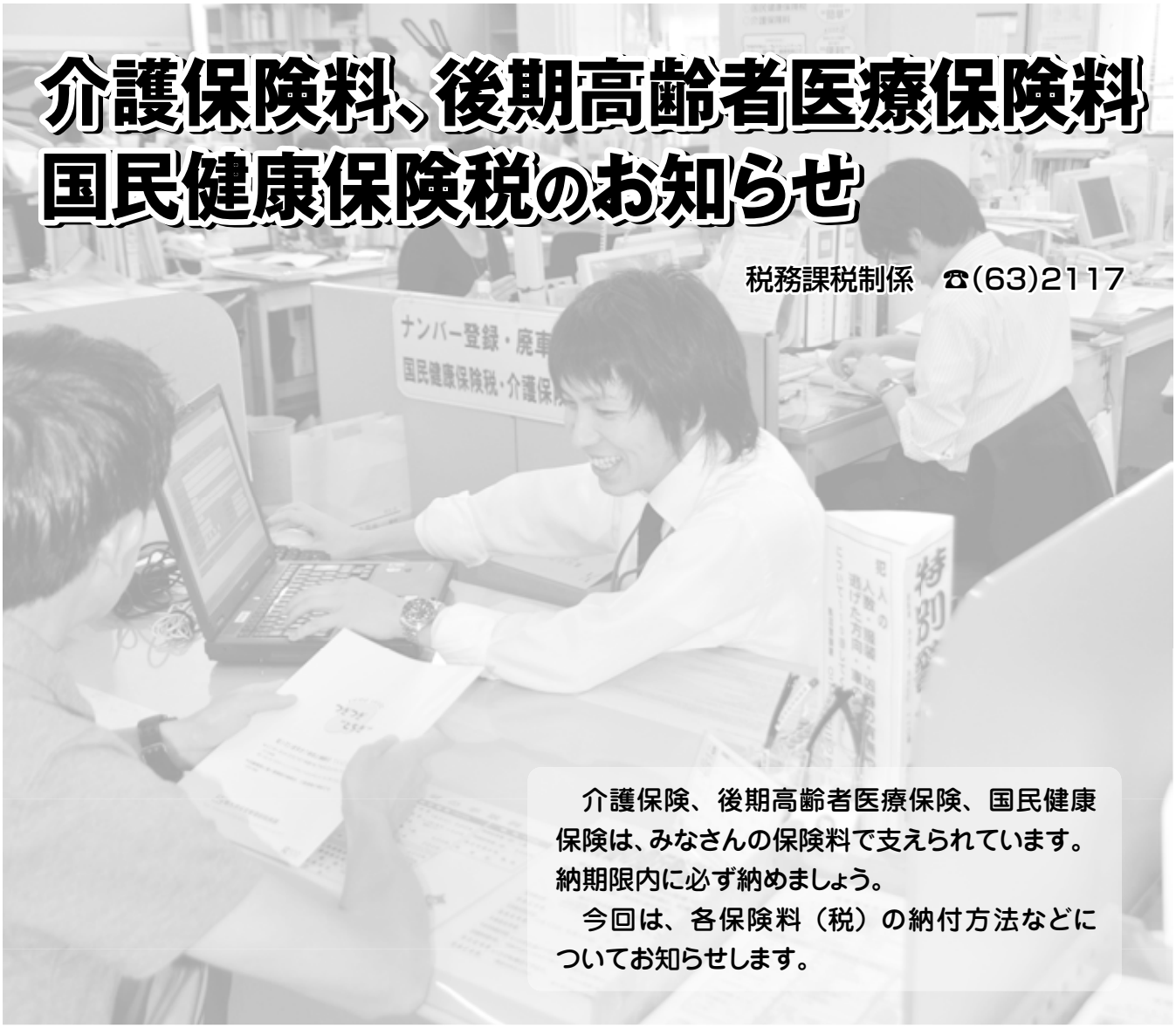

介護保険、後期高齢者医療保険、国民健康保険は、みなさんの保険料で支えられています。納期限内に必ず納めましょう。

今回は、各保険料（税）の納付方法などについてお知らせします。

介護保険料

介護保険は、40歳以上の人が加入する支え合いの制度です。みなさんが納める介護保険料は、国や市の負担金などとともに、大切な財源になっています。

納付方法

年金の受給額などにより特別徴収（年金から天引き）の人と、普通徴収（納付書または口座振替で納める）の人に分かれます。

普通徴収の納入通知書は7月15日(木)、特別徴収の特別徴収開始通知書は7月30日(金)に送付します。

特別徴収になる人

【対象】

次のすべてを満たす場合

・年金の年間受給額が18万円以上の人

・年金を担保にしていない人

【納め方】

年金の定期払い（年6回）に天引きします。

普通徴収になる人

【対象】

次のいずれかの場合

・老齢・退職（基礎）年金等の年間受給額が18万円未満の人

・老齢福祉年金・恩給のみを受給している人

・年度途中で65歳になった人、転入した人

・年金の状況や保険料の変更などで特別徴収が中止になった人

【納め方】

市から送付する納付書で納めてください。または指定された口座から引き落とします。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療は、75歳以上の人（一部65歳以上の人も含む）が加入する医療制度です。保険料は加入者本人が負担します。

納付方法

特別徴収（年金天引き）を原則としますが、年金の受給額や、年金の種類によって普通徴収（納付書や口座振替による納付）になる場合があります。

特別徴収になる人

【対象】

次のすべてを満たす場合

・介護保険料が特別徴収されている人

・介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計金額が天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない人

※条件に当てはまらない場合は、普通徴収になります。

国民健康保険税

国民健康保険は、自営業や無職の人などが加入します。みなさんが納めた国民健康保険税を医療費に充てることで、加入者の健康をささえる制度です。

納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、家族に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に届きます。

納付方法

高齢者医療制度の改革により、一部の人は10月から国保税の特別徴収（年金天引き）が始まります。

納税通知書は、7月15日(木)に送付します。

特別徴収になる人

【対象】

次のすべてを満たす場合

・世帯主が国保に加入している

・世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である（世帯主を含む）

・世帯主の年金受給額が年額18万円以上である

・国保税と介護保険料との合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない

※条件に当てはまらない場合は、普通徴収（納付書や口座振替による納付）になります。

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は、対象になりません。

納期

【普通徴収の場合】

納期は年8回（7月～翌年2月）で、納期限は月末（月末が休日の場合はその翌日）です。口座振替の場合は、納期限日に振り替えます。

第１期	平成22年 8月 2日
第２期	平成22年 8月31日
第３期	平成22年 9月30日
第４期	平成22年11月 1日
第５期	平成22年11月30日
第６期	平成22年12月28日
第７期	平成23年 1月31日
第８期	平成23年 2月28日

【特別徴収になる場合】

特別徴収は10月から開始されます。それ以前の7月から9月は、従来どおり普通徴収となります。

普通徴収	第1期	平成22年 8月 2日
	第2期	平成22年 8月31日
	第3期	平成22年 9月30日
特別徴収	10月	平成22年10月支給日
	12月	平成22年12月支給日
	2月	平成23年 2月支給日

給付方法の変更

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は納付方法を変更できます。

通知書で納付方法が特別徴収（年金天引き）となっていても、申出書を提出すれば普通徴収（口座振替のみ）に変更できます。

※これまでの納付状況等によって、変更が認められない場合があります。

※納付方法の変更は、すぐに変更にはなりません。手続きの際に確認してください。

手続きに必要なもの

・口座振替をする預金通帳

・通帳のお届け印

・保険証

手続きするところ

納税課納税管理係
（市役所1階③番窓口）
☎(63)2116